

「第四次北九州市高齢者支援計画」の修正箇所について

1 パブリックコメントによる修正箇所

修正 1

【意見概要】

- ・ 高齢者にとっては、計画を周知する手段がインターネットなどでは理解が困難である。わかりやすい方法を考えてほしい。

【修正内容】

- ・ 上記の意見を踏まえ、第4「計画の推進体制」2「計画の周知」に、周知方法について記載。

(P.72)

2 計画の周知

本計画の推進にあたって、市民一人ひとりが地域における支え合いや高齢社会対策の重要性を理解し、まちづくりを実践・継続していけるよう、市政だよりや市ホームページの活用や、市民にわかりやすい計画書概要版パンフレットの作成を行うとともに、「出前講演」等で地域に出向いて意見交換を実施するなど、様々な機会を通じて計画内容の広報・啓発に努めます。特に、地域包括支援センターに関するものなど、市民に密着した支援を行うものについては、重点的に市民への周知を図ります。

修正 2

【意見概要】

- ・ 地域活動の際、多くの人の手助けを必要とするが、若年者の参加がなかなか得られない。
- ・ 他者への思いやりが少なくなっているように感じる。若年者のボランティア精神を育む教育をしてほしい。

【修正内容】

- ・ 上記の意見を踏まえ、第5「具体的な取組み」目標②【支え合い】「高齢者と家族を見守り支え合うまち」【施策の方向性1】「地域協働による見守り・支援」の（基本的な施策1）「見守り・支え合いネットワークの充実」に、多世代による高齢者の見守り・支え合いについて記載。

(P.97)

(基本的な施策1) 見守り・支え合いネットワークの充実

今後さらに高齢化が進展し、対応困難な事案が増加する中、支援の必要な高齢者を身近な地域で見守り・支え合う仕組みに多世代が参加できるよう取り組むとともに、民生委員や福祉協力員等の地域のネットワークはもとより、市民と接する機会のある民間企業や地域団体等と連携した、いのちをつなぐネットワーク事業の強化を図り、地域社会全体で支援の必要な高齢者を見守り、支援していきます。

修正3

【意見概要】

- ・ 高齢者に配慮した多様な住まいを普及・確保してほしい。

【修正内容】

- ・ 高齢者に配慮した住環境の整備にあたっては、ハード面の「住まい」とソフト面の「住まい方」の両面から取り組んでいく。このような取り組みを計画上明らかにするため、第2「現状と課題」2「高齢者を取り巻く現状と今後の課題」(9)「生活環境」イ「今後の課題」(高齢者に配慮した多様な住まいの普及・確保)及び、第5「具体的な取り組み」目標③【安心】「住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」【施策の方向性4】「安心して生活できる環境づくり」(基本的な施策1)「高齢者に配慮した多様な住まいの普及・確保」に、「住まい方」について追記。

(P.50)

高齢者に配慮した多様な住まいの普及・確保

今後、増加する高齢者に対し、高齢者向けの住まいや施設の量の確保が必要であり、低額所得世帯が居住できる低廉な家賃の住宅確保についても考慮する必要があります。また、介護が必要になってもできる限り在宅生活が続けられるよう、住宅のバリアフリー化を進めることも求められます。さらに、住み替えを希望しても所有する持ち家の処分ができずに住み替えができなかったり、高齢者向けの住まいに関する情報が十分に届いていなかったりする状況が見られるため、持ち家処分や高齢者向けの住宅への住み替え等住まい方に関する情報提供や相談支援が必要です。

(P.138)

(基本的な施策1) 高齢者に配慮した多様な住まいの普及・確保

(略)

高齢者に配慮した住宅の普及について、高齢者向け優良賃貸住宅の入居者に対して引き続き家賃補助等を行うなど入居を支援するほか、高齢者に配慮した住宅の普及に向けた制度の周知や高齢者等に配慮した市営住宅の整備・改善を行います。また、介護が必要な高齢者等が居住する住宅の改修に対する助成など住宅のバリアフリー化を推進していきます。さらに、高齢者の住まい方への取り組みとして、持ち家処分や高齢者向けの住宅への住み替え等に関する情報提供や相談支援などのほか、高齢者のルームシェア等を研究します。

修正 4

【意見概要】

- ・ 新成長戦略では、「ICTを活用したビジネスモデルの構築や、福祉サービスの実現を図る」とされている。相互に連携して計画を推進するのであれば、次期高齢者支援計画にも同様に記載すべきである。

【修正内容】

- ・ 上記の意見を踏まえ、第5「具体的な取組み」目標③【安心】「住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」の【施策の方向性4】「安心して生活できる環境づくり」（基本的な施策4）「高齢者を中心とした新たなサービス産業の振興」に、ICTを活用した福祉サービスの開発・普及について記載。

(P. 146)

(基本的な施策4) 高齢者を中心とした新たなサービス産業の振興

地域企業、大学、医療・福祉機関、行政等の連携により、医療・福祉関連分野での課題・ニーズの共有を図るとともに、ロボット技術やICT技術も活用しながら、新たなサービスの提供や製品の開発・普及に取り組み、健康増進・長寿産業の振興を図ります。また、高齢化率の高い大都市として、高齢者の健康づくり、福祉、見守り等の分野で、高齢者ニーズに対応した汎用性の高いビジネスモデルを構築し、国内外に発信します。さらに、高齢者をはじめとする全ての市民が質の高い生活を送ることができるよう、健康、医療・福祉、教育・文化、住宅などの市民生活の質の向上に貢献するビジネスを振興します。

修正 5

【意見概要】

- ・ 意見募集要項に情報が少ない。私たちが判断できる情報を載せてほしい。

【修正内容】

- ・ 上記の意見を踏まえ、資料編に各種データを追加。

(P. 179～214)

- 1 第三次北九州市高齢者支援計画の主な取組み
- 2 第四次北九州市高齢者支援計画策定の経緯
- 3 第四次北九州市高齢者支援計画の成果指標
- 4 介護保険制度の概要
- 5 校区別人口
- 6 日常生活圏域別データ
- 7 用語解説

2 介護保険事業計画に係る修正箇所

修正1 第6期介護保険事業計画における事業費の見込み

【修正内容】

(P. 167)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
保険給付費	838億円	857億円	886億円	2,581億円
地域支援事業費	20億円	47億円	65億円	132億円
介護予防事業 《新しい総合事業》	5億円	27億円	44億円	76億円
包括的支援・任意事業	15億円	20億円	21億円	56億円
計	858億円	904億円	951億円	2,713億円

修正2 第1号被保険者の介護保険料（平成27～29年度）

【修正内容】

(P. 168)

【第6期介護保険料の考え方】

- (1) 国の示した基準（標準段階）に応じた変更
(略)
「第2段階の保険料率の変更」を削除
(略)
- (4) 公費による低所得者の保険料軽減について
(略)

《「公費による低所得者の保険料軽減」の部分実施について》

予定されていた消費税率10%への引き上げが延期されたことに伴い、平成27年4月からの「公費による低所得者の保険料軽減」は、特に所得の低い方（保険料段階が第1段階の方）を対象に部分的な実施となりました。（第1段階について、保険料基準額に対する割合を0.5から0.45に軽減します。）

※ 消費税率10%への引き上げが行われる予定の平成29年4月からは、市民税非課税世帯全体（保険料段階が第1段階～第3段階の方）を対象として完全実施される予定です。

(P. 169)

【第1号被保険者の第6期介護保険料（基準額）の算定】

第1号被保険者の第6期介護保険料（基準額）：月額 5,700円

◆ **修正1**及び**修正2**に伴い、以下も変更となる。

○第6期介護保険料の設定イメージ（P. 170）

○第1号被保険者の第6期介護保険料（平成27～29年度）（P. 171）

○参考：平成37年度（2025年度）の見込み（P. 173）

3 「認知症施策推進総合戦略」公表に伴う修正箇所

修正 「認知症施策推進総合戦略」に関する記述を追加

【修正内容】

(P. 6)

(1) 法定計画として策定

(略)

また、厚生労働省が策定した「認知症施策推進5か年計画（通称：オレンジプラン）」及び「認知症施策推進総合戦略（通称：新オレンジプラン）」の方向性を踏まえ、本市独自の方策を加えた、認知症対策の基本的方向を示す「北九州市認知症施策推進計画（北九州市版オレンジプラン）」の内容も含んでいます。

(P. 56)

(2) 認知症施策の推進

「認知症施策推進5か年計画（通称：オレンジプラン）」及び「認知症施策推進総合戦略（通称：新オレンジプラン）」に基づき、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らせる社会の実現を目指す。

(P. 100)

【施策の方向性2】総合的な認知症対策の推進

(略)

さらに、平成27年1月には、国家戦略として「認知症施策推進総合戦略（通称：新オレンジプラン）」を公表し、今後、関係府省庁が連携し、認知症高齢者等の日常生活全体を支えるように取り組んでいくこととしました。